

●育児支援家庭訪問事業

▶産後支援事業

産後3カ月以内の母親で、市内や近郊に親族がいない家庭に、育児や家事援助などを行うヘルプママを派遣します。

派遣時間 1日1回で2時間以内(午前9時～午後5時)

派遣回数 出産後3カ月以内で20回以内

▶養育支援事業

育児や家庭生活に支援が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、子育てについての手伝いや、相談に対する助言を行います。

派遣時間 1日1回で2時間以内(午前9時～午後5時)

▶家事支援事業

家事に対して不安や負担を抱える子育て家庭に家事支援訪問員を派遣します。

派遣時間 1日1回で2時間以内(午前9時～午後5時)

派遣期間 利用開始後3カ月以内

●子育て短期支援事業

保護者が病気や仕事、その他の理由により、家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等でお子さんをお預かりする制度です。

▶ショートステイ

1泊ごとで最大7日間

▶トワイライトステイ

月～土曜日/午後5時～10時 日曜日、祝日/午前8時～午後10時

※利用に当たっての送迎は行っていません。

※課税状況により負担額が異なります。

●ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の保護者の一時的な傷病等により日常生活を営むのに支障がある世帯に対し、家庭生活支援員を派遣し家事支援等を行います。 ※課税状況や児童数により負担額が異なります。

モヤモヤ...

子どもについてイライラしてしまう...

ミルクは足りている?

モヤモヤ...

子育てが楽しく感じない...

どんなことでもお気軽にご相談ください

マスコットキャラクター ここまる

◆子育て全般の相談なら

子育て支援総合センター (☎65-9912)

◆妊娠・出産・乳幼児の相談なら

市役所健康推進課 (☎31-4525)

◆子育てサービスの相談なら

市役所こども支援課 (☎31-4204)

ひとり親家庭等の自立支援制度

●ひとり親家庭自立支援給付金

▶自立支援教育訓練給付金

就業のために技術を身に付けることや積極的な能力開発への取り組みを支援し、自立の促進を目的とした給付金です。

支給額 受講費等支払額の60% (上限20万円)

※支給要件があるため、事前相談・計画の作成が必要です。

※受講開始日前までに申請書の提出が必要です。

▶高等職業訓練促進給付金

専門的な資格取得のため養成機関で修業する場合に、一定期間訓練促進給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。

支給額 月額10万円支給 (上限4年)

※最後の12カ月は4万円加算

修了支援給付金 5万円

※課税世帯の場合、支給額が変わります。

※支給要件があるため、養成機関受験前に事前相談が必要です。

●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親および子を対象に、高卒認定試験合格のための受講費用の一部を講座修了時および試験合格時に支給します。

①**受講開始時給付金**…受講費用の40% (上限10万円)

②**受講修了時給付金**…受講費用の10%

(①と合わせて上限12万5,000円)

③**合格時給付金**…受講費用の10%

(①②と合わせて上限15万円)

※支給要件があるため、受講申込前に事前相談が必要です。

●就労サポート事業

ひとり親家庭の父または母の就労支援として、市内各企業担当者から直接話を聞いたり、セミナー等を通じて就職に向けたスキルを身に付けたりすることで、就労意欲を高め、より自分に合った就職に結びつけます。

●母子・父子・寡婦福祉貸付金

就学児童(子)のいる母子(寡婦)・父子家庭の方に道の事業により資金をお貸しします。

貸付の種類・金額

◆就学支度資金(入学時のみ貸付)…6万4,300円～59万円

◆修学資金…月額2万7,000円～18万3,000円

※学校の種類や学年により貸付額が異なります。

対象となる学校

◆就学支度資金…小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、大学院、修業施設

◆修学資金…高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、大学院

対象者 ひとり親家庭の児童、父母がいない児童、寡婦が扶養している子

●母子家庭等就労・自立支援センター

ひとり親家庭の社会的自立を支援するため、福祉・求人情報の提供や相談を行っています。

場所・問合先

こども家庭サポート
ステーションあさひ1階
(旭町16-5 ☎22-2401)

